地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を那珂川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

#### 令和7年6月25日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男那珂川市監査委員 田中 夏代子

記

### 第1 監査の概要

 監査の種類 財務監査(定期監査)

## 2 監査の対象

総務部

総務課 人事秘書課 行政経営課 行政委員会事務局

会計課

議会事務局

選挙管理委員会事務局

監查委員事務局

# 3 監査の範囲

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの財務に関する事務の執行 状況

#### 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

### 5 監査実施日

令和7年5月14日(水)人事秘書課 行政経営課 会計課 議会事務局

令和7年5月15日(木)総務課 行政委員会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局

### 6 監査の実施内容

事前に関係書類の提出を求め、提出された関係書類にもとづいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取した。

# 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に事務処理されている と認める。